

加工食品の原料原産地表示制度の 検討に当たっての論点

【表示の対象となる加工食品】

- 国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするか。
現行ルールと同様、表示可能面積がおおむね 30 cm² 以下の加工食品及び包装せずに販売する加工食品は対象外とするか。

※ 日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
「全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について
検討を進める。」

【義務表示の対象となる原材料】

- 対象原材料について、例えば、「製品に占める重量割合上位○位までの原材料とする」などの条件付けをするか。
- おにぎりののりの取扱いをどうするか。
- 冠表示の取扱いをどうするか。

【義務表示の方法】

- 実行可能な方策として、現行の国別表示以外に大括り表示、可能性表示、中間加工品の加工地の表示等を認めるか。それらの具体的な内容をどうするか。
- 22 食品群と 4 品目の現行ルールについては、取扱いをどうするか。

【表示媒体】

- 義務表示は食品の容器包装への表示を基本とするか。インターネットによる情報提供の取扱いをどうするか。